

請願第 81号

平成26年 6月 2日

川崎市議会議長 浅野文直様

幸区

川崎民商婦人部協議会

ほか 3,152名

所得税法第56条廃止の意見書を国に上げることに関する請願

請願の要旨

私たち中小零細業者の家族従業者は、所得税法第56条の「配偶者その他の親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」（条文主旨）により、「働き分」（自家労賃）を、必要経費として認められていません。

所得税法第56条を廃止し、家族従業者の「働き分」（自家労賃）を社会的に公正に評価することを願い、所得税法第56条廃止の意見書を国に上げることについて請願いたします。

請願の理由

労働に対し対価を得ることは、当たり前のことです。しかし、その当たり前のことが所得税法第56条により税法上認められていません。家族が力を合わせて得た成果であっても、税法上全て納税者個人の収入となり、家族は「ただ働き」として扱われます。

所得税法第56条は、明治憲法と旧民法の家父長制度の下、家族全体の所得を合算して戸主の名義で納税させる旧所得税法（1887年（明治20年））の名残りです。旧所得税法は、1947年（昭和22年）に制定された憲法第14条「個人の尊重」、憲法第24条「両性の平等」の規定によって、明治民法の「家」制度の廃止、一新される中で、当然廃止されるべきであったにもかかわらず、1950年（昭和25

年)の所得税法制定に形を変えて移植されてしまいました。

1974年(昭和49年)6月3日第72国会で、衆議院大蔵委員会(当時)は、税制改革に関して「現行の事業主報酬を改め、青色申告、白色申告を問わず、店主、家族専従者の自家労賃を認め、完全給与制とすること」とする請願を全会一致で採択しています。この選択から40年近くたった今も、所得税法第56条の廃止をしない国会の異常な怠慢状態の是正を切実に願います。

課税側は「所得は世帯主が支配しており、家族に対価を払う慣行がない」、「恣意的な所得配分の恐れがある」、「対価支払いの確認が困難」などを所得税法第56条存立の根拠としていますが、いずれも前近代的な家族制度を是認する前提に立ち、しかも記帳の慣行が定着している今日の実態からかけ離れています。また、国税通則法と所得税法の改正で、2014年(平成26年)1月から、年所得300万円以下の白色申告者にも記帳義務が拡大され、全ての中小業者に記帳が義務付けられました。

青色申告の選択による「専従者給与」(所得税法第57条)の取得によって、第56条を回避することが可能だとする意見がありますが、これは事の本質をそらすものです。そもそも申告の原則は白色申告です。青色申告は「特典」の付与と引換えに納税者を課税庁の裁量の下に置く特設の制度であり、「特典」の内容は納税者の立場から当然のもので、その名に値しないばかりでなく、運用次第では課税庁と対等な関係を失わせ、納税者の権利を形骸化させかねない危険性のあるものです。

世界を見ても、ドイツ、フランス、アメリカなど世界の主要国では、家族従業者の働き分を必要経費として認め、その人格、人権、労働を正當に評価しており、それが世界の流れです。家族従業者の8割は女性であることに鑑み、国連の女性差別撤廃委員会からも、異議が出されています。白色申告で事業主の所得から控除される働き分は、配偶者が年間86万円、家族が50万円と低額で、住宅ローンが組めないなど、事業継承の障害にもなっています。国民健康保険に傷病手当や出産手当が支給されない根拠の一つともなっています。所得税法第56条は人権問題でもあります。

所得税法第56条廃止を求める声は全国に広がり、376自治体が意見書を採択(2014年(平成26年)2月末現在)、また全国各地の税理士会でも廃止の意見が

過半数を超えています。先の財務省交渉では愛知治郎副大臣が「しっかり検討し、よく議論させていただきたい」と答弁しています。時々的大臣からも、前向きな答弁を得ています。

所得税法第56条の廃止は、中小零細業者の人権が保障され、税法上も民法、労働法や社会保障上でも認められることになり、家族従業者の地位向上につながります。以上の主旨から、本市議会に、所得税法第56条廃止の意見書を国に上げていただきたく、請願するものであります。

紹介議員

石 田 和 子

猪 股 美 恵